

（案）

令和7年3月●日

国立健康危機管理研究機構の
理事長となるべき者
國 土 典 宏 殿

国立健康危機管理研究機構設立委員会委員長

国立健康危機管理研究機構の事務の引継ぎについて

国立健康危機管理研究機構法（令和5年法律第46号）附則第3条第4項の規定に基づき、国立健康危機管理研究機構の設立に関する事務を下記書類とともに引き継ぎます。

記

1. 設立委員会名簿 ※本日の設立委員会資料1
2. 設立経過報告書 ※本日の設立委員会資料3
3. 設立事務関係書類 ※別紙のとおり
4. 設立委員会議事要旨

以上

国立健康危機管理研究機構設立事務関係書類

国立健康危機管理研究機構の設立に関する以下の事務について、国立健康危機管理研究機構法附則第3条第2項の規定に基づき、実施した。

(1) 業務方法書について

令和7年3月13日開催の設立委員会において別添1のとおり作成し、令和7年3月●日付けにて厚生労働大臣より認可を受けた。

(2) 制裁規程について

令和7年3月13日開催の設立委員会において別添2のとおり作成し、令和7年3月●日付けにて厚生労働大臣より認可を受けた。